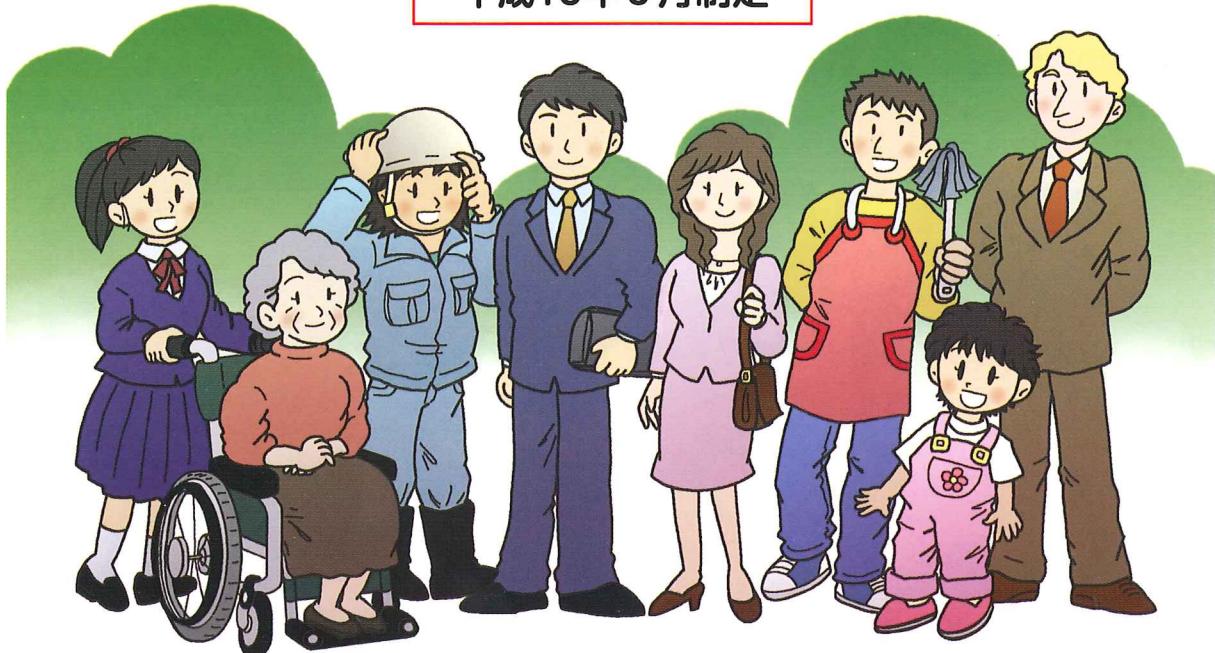


綾部市 男女共同参画条例

平成18年3月制定



私たち市民は、山紫水明の自然の中ではぐくまれた文化と、日本で初めて「世界連邦都市宣言」を行った平和を願う豊かな心を共有し、男女が共に支え合う地域社会をつくり、これを守り育てていかなければなりません。

綾部市においては、男女共同参画を推進するため、女性を中心とする学習活動や女性自らが企画、運営する事業などを進めてきました。

その結果、男女共同参画への強い思いは、地域の中に確かに芽吹き、いきいきと活動する女性が多くなり、男性の意識にも変化が見られるようになりました。

しかしながら、地域社会における慣行や組織活動においては、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っております。

急激な少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に対応し、豊かで活動的なまちづくりをしていくためには、新しい価値観を創造し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような認識の下、男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民及び事業者等が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定します。

1. 人権の尊重

男性も女性も、個人として尊厳が重んじられること、性別によって差別されないこと、個性が尊重されること、能力を発揮する機会が確保される社会をめざすとともに、女性に対する暴力や暴力的な言動をなくし、男女の人権が尊重される社会をめざします。



2. 社会における制度・慣行への配慮

「男は仕事、女は家事・育児」などといった性別を理由とする固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が、個性と能力の発揮や自由な社会活動等を妨げることのない社会をめざします。



3. 政策・方針決定過程への男女共同参画

男性も女性も等しく、市政・企業・民間団体等で、その方針を定めたり、これらを担う立場として発言する機会が確保されるような社会をめざします。



4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

保育所等の充実、育児・介護休業等を取りやすい環境づくりなどの社会支援により、男性も女性も、家事、育児、介護などの家庭生活と職業生活等の両立ができるよう、互いに助け合い、支え合える社会をめざします。



5. 教育の場における男女共同参画の推進

学校、社会、家庭等のあらゆる教育の場において、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合う男女共同参画社会をめざします。



6. 男女の性についての理解

女性は、妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうしたことから、妊娠や出産、健康について女性の自己決定が尊重されるとともに、男女が互いの性を十分理解し、相手に対する思いやりをもって生きていくことができる社会をめざします。



7. 平和を基盤とした国際的協調

男女共同参画の取組が日本だけでなく、国際社会ともつながっていることを十分に理解するとともに、国際交流等を通じて国を超えて相互に助け合い、支え合うことで平和な国際社会をめざします。



基本理念

- 人権の尊重
- 社会における制度・慣行への配慮
- 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 教育の場における男女共同参画の推進
- 男女の性についての理解
- 平和を基盤とした国際的協調

責務（連携と協力）

- [市] 男女共同参画の推進に関する施策の策定、実施
- [市] 国、他の地方公共団体、市民、事業者等と連携、協力
- [市民] 家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野における男女共同参画の推進
- [事業者] 事業活動における男女共同参画の推進
- [事業者] 男女共同参画の推進に関する市の施策への協力

性別による差別的取扱い等の禁止

- 性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 性的な言動により、不快感や不利益を与えてはならない。
- 配偶者、その他の親密な関係にある者に対して、身体的、精神的、経済的、又は、性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

情報に関する留意事項

- 性別による固定的役割分担や性的な暴力等を助長する表現を行わない
- 男女共同参画推進施策を妨げる表現を行わない

基本的施策等

- 基本計画の策定
- 男女共同参画推進に関する活動拠点施設の機能の充実
- 男女共同参画推進に必要な情報収集及び調査研究
- 男女共同参画の理解を深める啓発活動
- 教育及び学習活動の場における男女共同参画の推進
- 市の施策の立案及び決定過程への女性参画の促進
- 苦情申出の適切な措置
- 市民、事業者等が行う男女共同参画の推進活動への情報提供及び支援

男女共同参画審議会

- 綾部市男女共同参画審議会の設置
 - ・ 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議する

○発行○

綾部市生活環境部人権推進課

男女共同参画推進担当

☎(0773)42-1801